

## 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会「おおさきちゃん」出演要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)イメージキャラクター「おおさきちゃん」(以下「おおさきちゃん」という。)の出演等に関し、必要な事項を定め、本会の広報活動、イメージアップに寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 本会が主催・共催・後援するイベント等を行う大崎市内の福祉関係団体のほか、本会が適当と認める団体とする。個人が開催するイベント等への出演は行わない。

### (出演の申請)

第3条 「おおさきちゃん」の出演を希望する者(以下「申請者」という。)はあらかじめ、当該行事の開催予定日概ね1週間前までに「おおさきちゃん」出演申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、本会会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、申請書に出演を希望する団体の概要及び行事の概要がわかる資料を添付して、会長に提出しなければならない。

### (出演の承認)

第4条 会長は前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、その結果を、「おおさきちゃん」出演申請承認・不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、「おおさきちゃん」の出演の承認に際し、条件を付することができる。

### (出演の不承認)

第5条 会長は、出演申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を承認しないものとする。

- (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合。
- (2)本会の信用又は品位を害するものと認められる場合。
- (3)第三者の利益を害するものと認められる場合。
- (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合。
- (5)「おおさきちゃん」の出演により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
- (6)「おおさきちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められた場合。
- (7)「おおさきちゃん」の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められた場合。

(8)その他会長が「おおさきちゃん」の出演について、不適切であると認められた場合。

(出演料)

第6条 出演料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 「おおさきちゃん」出演の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された申請書の内容以外の用途に使用しないこと。
- (2)承認を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3)「おおさきちゃん」返却後には、出演した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4)その他会長が付した条件に従うこと。

(承認の取り消し)

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、会長は、その承認を取り消すとともに、以後その使用者の出演申請は認めない。

2 承認取り消しによって使用者に損害が生じても、本会は一切その責めを負わない。

(利用の中止)

第9条 降雨、降雪、強風その他の気象の状況により、「おおさきちゃん」の屋外における出演が困難と認められるときは、会長は「おおさきちゃん」の屋外における出演を中止することができる。

2 災害その他のやむを得ない事由により、「おおさきちゃん」の出演が困難と認められるときは、会長は「おおさきちゃん」の出演を中止できる。

(責任)

第10条 使用者による「おおさきちゃん」の出演によって、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、本会は一切その責めを負わない。

2 「おおさきちゃん」の出演に際して、故意又は過失により本会に損害を与えた場合は、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「おおさきちゃん」の取り扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。